

## 1-2 多様な主体が共に支え合う地域づくり

### (1) 地域における支え合い活動の推進

住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現のためには、悩みや困りごとが早期に発見され、重篤になる前に見守りや解決につながる必要があります。

したがって、地域住民をはじめとする多様な主体が地域生活を相互に支える担い手となり、地域の居場所や相談・交流の場、機会づくりが促進されるよう支援します。

#### 【現状】

##### <地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくり>

- 近年、家族や地域の支え合い機能が低下し、地域のつながりが薄まる中で、従来の福祉制度により対応してきた課題に加えて、ダブルケアや 8050 問題などの複合的な課題や制度の狭間の問題（※1）が顕在化しており、既存の制度だけでは対応が困難になっています。
- 本県では、地域共生社会の実現に向け、「第2期広島県地域福祉支援計画」（令和6年3月策定）において、こうした複合的な課題や制度の狭間の問題に着目し、①多様な主体による支え合いの促進、②包括的な相談支援体制の構築、③見守りや気づき、相談・支援上の連携などの3つの機能が一体的に発揮される「重層的なセーフティネット」を構築するための施策を推進することとしています。
- 市町社会福祉協議会では、高齢者サロンなどの活動拠点や地域内のつながりづくり、住民参加型の生活支援サービスなど、住民同士が見守り・支え合う小地域福祉活動等に取り組んでいます。また、県社会福祉協議会では、市町社協職員への研修や福祉活動への助言等による支援などに取り組んでいます。

##### <相談・見守り活動の支援>

- 民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、日常生活上の困りごと等を抱える人の把握や相談対応を行い、市町や地域住民、専門機関等への「つなぎ役」として活動しています。

令和5（2023）年4月1日時点で県内の民生委員・児童委員の定数は6,064人（うち主任児童委員526人）となっています。

令和4（2022）年12月一斉改選時における平均年齢は66.8歳で、前回一斉改選時（令和元（2019）年12月時）の平均年齢66.2歳から0.6歳年齢が上がっています。

- 本県では、活動を支援するための「民生委員・児童委員活動の手引」を発行しています。  
また、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会が実施する研修等活動費に対して、助成を実施しています。

##### <生活支援活動等の拡充>

- 県内では、22市町に生活支援コーディネーターが配置されており、フォーマル・インフォーマルな支援を問わず、人と人（人材）、人と場所、担い手と活躍の場をつなげています。

具体的には、住民のゴミ出しや移動支援等、高齢者の日常生活上の課題を把握したり、これらを支援する活動やサービスにつなげたりする仕組みづくりや、地域のネットワーク構築を行っています。

また、生活支援コーディネーターの働きかけにより、「ふれあいサロンの開設・運営」につな

がるなど、住民主体の地域づくりも進められています。

- 高齢者においては、心身や認知機能の状況に応じ、運転免許の自主返納への意識が高まっています。一方で、公共交通機関に限られる中山間地域等では、買い物や医療機関受診、社会参画など外出への移動支援が必要なケースが増えています。

このため、既に高齢者の移動支援について、取組や検討を進めている市町がありますが、道路運送法など関係法令の制度の複雑さや理解不足等により取組が進んでいない地域もあります。

図表 3-1-18 生活支援コーディネーターの活動事例

1	西日本豪雨災害により多くの商店が閉店となり、地域住民が困っていた声を生活支援コーディネーターが把握、移動販売車に入ってもらおうよう企業と調整した。 以後、買い物支援で困っている地域と移動販売車のマッチングを行っている。
2	認知症の症状がある一人暮らし高齢者の生活支援について、生活支援コーディネーターとして地域ケア会議に参加したのをきっかけに、地域全体で認知症の症状についての理解を深めることになり、自治会会員に対して認知症サポーター養成講座を開催した。 その結果、症状への理解が進み、本人の行動等に対して寛容性が増した。
3	企業の協力を経て、商業施設のフードコートで認知症カフェを開催した。 誰もが利用できる場でお茶を飲みながら認知症に係る相談や傾聴をしてもらえるため、住民から好評を得ている。

出典：県健康福祉局調べ

- ※1 複合的な課題や制度の狭間の問題とは、本人やその家族について、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、老老介護、ヤングケアラーなど、制度や分野横断的に課題が複合している課題や、公的な相談支援がない、あるいは十分に届いていない問題を指す。

## 【課題】

### ＜地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくり＞

- 地域共生社会の取組の推進に当たっては、住民、自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、企業、NPO、当事者団体など、多様な主体が担い手となって、地域で支え合う取組の裾野を拡げていく必要があります。
- 県民一人一人が安心した暮らしを送るためには、最も身近なセーフティネットである地域の中で、県民誰もが地域共生社会を担う一員として、「つながり」と「気に掛け合う」意識を共有し、「手を差し伸べる」という行動に繋げていく取組が必要です。
- 地域住民同士のつながりの希薄化等の影響により、複合的な課題や制度の狭間の問題、社会的孤立など、様々な生きづらさを抱える方が潜在化していくことに対して、地域の多様な主体による見守り・支え合いの居場所や機会づくりを進めていく必要があります。

### ＜相談・見守り活動の支援＞

- 少子高齢化の進展等により、地域の複雑・多様化した相談対応が民生委員・児童委員に求められています。また、個人情報保護の意識の高まりなどにより、住民の生活状況把握や関係者間での情報共有がしづらくなっています。

- 民生委員・児童委員の高齢化、役割や負担感の増加等により、なり手不足が生じており、地域住民との協働・連携体制をより一層充実するなど活動しやすい環境づくりが必要です。

#### ＜生活支援活動等の充実＞

- 生活コーディネーターは、高齢者等のあらゆる日常生活上の課題に対応するため、地域資源の把握や、多様な団体・機関・企業等（※2）の活動促進、担い手の養成、地域の支援ニーズと提供主体とのマッチング等を行うとともに、継続的なスキルアップが必要です。

また、各地域の有効な取組が県内各地の参考になり得ることから、地域を超えて生活支援コーディネーター同士が気軽に相談し合える機会づくりが必要です。

- 住民主体の地域づくりのサポートを行う生活支援コーディネーターの活動について、地域内で周知を図る必要があります。
- 人口減少、高齢化や過疎化に伴い、今後、公共交通の利便性が低下したり、免許返納等により自家用車が使えなくなったりするなど、移動手段が限定される場合に、地域の資源やニーズに応じた移動支援が必要です。

移動支援についての基礎知識や、先行事例などを県内市町や関係者間で共有し、地域の実情に応じた移動支援の方策について検討・実施していく必要があります。

※2 NPO法人やボランティア団体のみならず、地域住民、商店、宅配会社、タクシー会社等の生活を支える多様な主体を指す。

### 【今後の取組】

#### ＜地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくり＞

- 必要な支援や支え合いにつながりやすい仕組・環境づくりに向けて、制度や分野の枠を超えて多様な主体が参画する居場所づくりや、社会とつながる機会・参加支援の取組など、制度や分野を超えた地域づくりに向けた市町の取組を支援します。
- 地域共生社会に対する県民の理解促進を図り、具体的な行動につなげるための取組をモデル的に実施・検証し、その後、全県展開を検討します。
- 小地域福祉活動等の更なる充実を図るため、県社会福祉協議会と連携・協働して、地域活動を担う人材の育成や活動支援等に取り組みます。

#### ＜相談・見守り活動の支援＞

- 民生委員・児童委員が、地域の複雑・多様化した相談に対応できるよう、「民生委員・児童委員活動の手引」の改訂や、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会が行う研修会等への支援を行い、その質の向上を図ります。

また、困りごとを抱えた人の早期把握・早期支援のために、地域住民をはじめとする多様な主体が、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーターと連携する市町の取組を支援します。

- 民生委員・児童委員の負担軽減やなり手の不足への対応のため、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに向け、広く住民等に対し、制度の周知やその活動内容等の普及啓発を行います。

また、個々の民生委員・児童委員が負担を抱え込まないよう、市町及び県民生委員児童委員協議会や地域住民と協働・連携し活動しやすい環境づくりについて、支援します。

### ＜生活支援活動等の拡充＞

- 生活支援コーディネーターのスキルアップのため、県保健所及び県地域包括ケア推進センターと連携し、実践事例等を踏まえた研修やアドバイザー派遣等を行います。  
生活支援コーディネーター同士の情報交換会などを開催し、継続的に相談し合えるネットワークづくりの構築を支援するなどにより、質の向上を図ります。
- 地域内で生活支援コーディネーターの活動や、気軽に参加できる地域における支え合い活動例等について、住民や専門職に周知する市町の取組を支援します。
- 移動支援に関する基礎知識を習得する研修等を実施するとともに、移動支援についての県内市町の取組や県内外の先行事例を把握し、市町、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等と共有し、地域の実情に応じた移動支援が行えるよう支援していきます。

## (2) 社会福祉法人等の地域貢献活動

### 【現状】

- 社会福祉法人は、社会福祉法第 24 条第 2 項で「地域における公益的な取組」が責務化されており、各地域において、社会福祉法人による様々な公益的な取組が実施されています。

### 【課題】

- 全ての社会福祉法人において、創意工夫をこらした多様な地域貢献活動が実施され、活動事例が共有されることにより、県内各地で福祉ニーズに対応したサービスが活発に提供されている状態とする必要があります。

### 【今後の取組】

- 県内の社会福祉法人に対し、国が作成する地域貢献活動の好事例集等を定期的に周知することで、各法人の積極的な活動を喚起するとともに、個別の相談に対する助言等により、それぞれの地域・法人に適した取組を促します。

## (3) 制度や分野の枠を超えた地域づくり

### 【現状】

- 共生型サービスは、高齢者と障害のある人が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成 30 年度に創設されました。介護保険又は障害福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業者が、もう一方のサービスの指定を受けやすくなり、高齢者や障害のある人への福祉サービスの提供が可能となりました。

### 【課題】

- 障害福祉サービス事業所や障害者支援施設は、介護サービス事業所の数より少なく、障害のある人にとっては、利用したいサービスが身近にない等、通うのが難しいケースがあります。
- 障害のある人が 65 歳以上となっても使い慣れた同じ事業所でサービスを利用し続けられるよう、共生型サービスの指定を受ける障害福祉サービス事業所を拡大する必要があります。

### 【今後の取組】

- 関係施設・事業所及び市町に対し、研修や集団指導の場において「共生型サービス」に関する基準・報酬の周知を図るなど、市町との連携を図りながら、取組を進めます。

## (4) 権利擁護と虐待防止対策

### 【現状】

#### <権利擁護>

- 県社会福祉協議会は、市町社会福祉協議会と役割分担して、福祉サービスの利用や日々の暮らしに必要なお金の管理に困っている人などを対象とした、福祉サービス利用援助事業（かけはし）を実施しています。
- 認知症高齢者や知的・精神障害者等、判断能力の不十分な人の増加が見込まれる中、従来の福祉的な相談支援では対応しきれない相談が増加しており、財産管理や介護サービスの利用等に関する契約締結などを行う成年後見制度等の権利擁護支援の必要性が高まっています。
- 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4（2022）～令和8（2026）年度）では、本人及び関係機関からの成年後見制度等に関する相談への助言や、司法、福祉、医療等が連携した仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築に向けた中核機関の整備の方針が示されていますが、令和5（2023）年3月時点で、県内市町の中核機関の整備は9市町に留まっています。また、市町は権利擁護支援の地域連携ネットワークを段階的に進めるため、成年後見制度利用促進基本計画の策定に努めるものとされています。
- 本県における成年後見制度の利用者数は、年間200件程度増加していますが、司法専門職等が不在の地域もあり、利用開始までに時間を要しています。
- また、本県において市民後見人を養成している市町は、令和5（2023）年3月時点で、3市に留まっています。

#### <虐待防止対策>

- 令和4（2022）年度において、高齢者虐待と確認された件数は、家庭内虐待が419件、養介護施設従事者による虐待が21件であり、いずれも増加傾向にあります。
- 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者を適切に支援するため、県内全市町に、関係機関や民間団体で構成する高齢者虐待防止ネットワークが整備されています。
- 本県では、市町職員・施設従事者に向けた高齢者虐待防止・対応研修を実施しています。

### 【課題】

#### <権利擁護>

- 福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用世帯は増加傾向にあり、特に生活困窮などの複雑な諸問題を抱えるケースが増えていることから、これらの問題に対応できるよう、利用者の支援を行う生活支援員や専門員の確保とスキルアップを図るとともに、支援の円滑化に向けて関係機関との連携強化を図っていく必要があります。
- 成年後見制度等の権利擁護支援の取組は、各市町で進められていますが、司法専門職との連携や成年後見制度利用等の提供体制には地域差が生じており、構築済みの市町においても、ノウハウ蓄積等の課題があるなど、各市町の実情等に応じた支援が必要です。
- 令和5（2023）年3月時点で、成年後見制度利用促進基本計画を策定している市町は16市町に留まっており、市町の計画策定を支援する必要があります。
- 市町においては、権利擁護を担う人材の確保・育成に苦慮しているなどの共通課題も多く、市町域を超えた広域的な対応も必要です。

- 司法専門職等において、意思決定支援や身上保護の福祉的な視点が十分でない運用がなされているケースがあり、制度利用のメリットや効果が十分発揮されていません。また、成年後見制度を必要とする人が不安なく支援を受けられるよう、制度を分かりやすく周知する必要があります。
- 市民後見人の養成が進んでおらず、また、養成している市町においても、受任まで至るケースは多くない状況にあり、市民後見人の確保等に向けた取組が必要です。

#### <虐待防止対策>

- 相談・通報を受理した後の事実確認等、高齢者虐待に関する対応を迅速かつ適切に行えるよう、市町等の体制を整備する必要があります。
- 虐待を受ける高齢者の9割以上が認知症高齢者であることから、認知症に関する正しい理解や適切なケアの習得を促す必要があります。
- 全ての市町の高齢者虐待防止ネットワークが適切に機能し、役割を十分発揮できるよう、各ネットワークの実態を把握し、状況に応じた支援を実施する必要があります。

### 【今後の取組】

#### <権利擁護>

- 福祉サービス利用援助事業（かけはし）の一層の周知を図るとともに、生活支援員や専門員の担い手の確保、質の向上を図るため、県社会福祉協議会等が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援します。
- 各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制構築に向けて、アドバイザーの派遣を通じた市町支援を強化します。また、成年後見制度の利用等に係る困難ケースへの専門家派遣や機能強化研修の開催等、各市町の取組の充実・強化に取り組みます。
- 市町の成年後見制度利用促進基本計画の策定に向け、情報提供や助言等を行います。
- 成年後見制度等に関わる人材が確保され、質の高い支援を提供する仕組みを整えるため、専門職団体や家庭裁判所等で構成する県域単位の協議会を設置して、関係団体等と連携・協力し、広域的に人材を確保します。
- 関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援の考え方を深めるための研修の開催等により、支援の質の向上に取り組みます。また、県民向けに成年後見制度等の普及啓発を行い、理解促進と支援を要する人のニーズ把握を行います。
- 市民後見人を養成している市町に対する支援を行うとともに、複数市町での市民後見人の養成等について検討します。

#### <虐待防止対策>

- 市町における通報受理や相談等への対応力を底上げするため、虐待対応職員を対象とした専門知識や技術を習得するための研修実施のほか、複雑困難な事例に対する専門家派遣による支援等を行います。
- 引き続き、養介護施設の管理者及び従事者や養護者を対象とした研修を実施するとともに、認知証高齢者に対する虐待防止を図るため、認知症や認知症ケアに関する専門的知識・技術を習得するための研修を実施します。

- 各市町における高齢者虐待防止ネットワークの状況を把握した上で、関係機関等と連携・協力し、ネットワーク機能の強化による虐待防止につながる地域づくりに取り組んでいきます。

〔達成目標〕

No	区分	年度	R4 (2022)	R8 (2026)	R11 (2029)
		指標	現状	中期目標	長期目標
27	P	成年後見制度における中核的機能を有し、地域連携ネットワークの構築に取り組む市町数	9市町	23市町	23市町

S：ストラクチャー指標、P：プロセス指標、O：アウトカム指標

〔出典〕

27：県健康福祉局調べ

## (5) 更生支援

### 【現状】

- 法務省矯正局の調査によると、令和4（2022）年において新たに刑事施設に入所した人（受刑者）で、犯罪時の住居が広島県であった人のうち、60歳以上の割合は28.4%となっており、平成28（2016）年からみると、23～30%台で推移しています。また、入所時に無職であった人が69.8%となっており、平成28（2016）年からみると、63～74%台で推移しています。

図表 3-1-19 刑事施設入所者の状況

#### ① 新受刑者に占める各年代の割合

(単位：%)

年度 年代	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)
～20歳代	11.4	7.1	11.8	9.1	11.7	15.1	10.3
～30歳代	21.0	15.3	18.7	20.5	19.0	17.9	16.8
～40歳代	20.7	25.6	25.2	26.9	22.7	22.3	25.0
～50歳代	18.1	21.7	17.2	17.2	22.7	19.5	19.4
60歳代～	28.7	30.2	27.1	26.3	23.8	25.1	28.4

出典：法務省矯正局調査を基に県民活動課で作成

#### ② 新受刑者に占める無職者の割合

(単位：%)

年 度	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)
無職者	74.5	73.0	63.7	68.4	65.9	66.1	69.8

出典：法務省矯正局調査を基に県民活動課で作成

- 県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設退所者等のうち、高齢または障害により自立した生活が困難な人に対して、必要な福祉的支援を行っています。
- 本県では、刑事司法手続終了者（起訴猶予者等や保護観察等終了者）のうち、就労能力や意欲はあるが自力での就労が難しい人（高齢者を含む）に対して、就職から職場定着までの支援を実施しています。
- 令和3（2021）年3月に「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」を策定するとともに、国、県、市町及び民間の関係機関等で構成する「広島県再犯防止推進連絡会議」を設置し、再犯防止に向けた取組を推進しています。

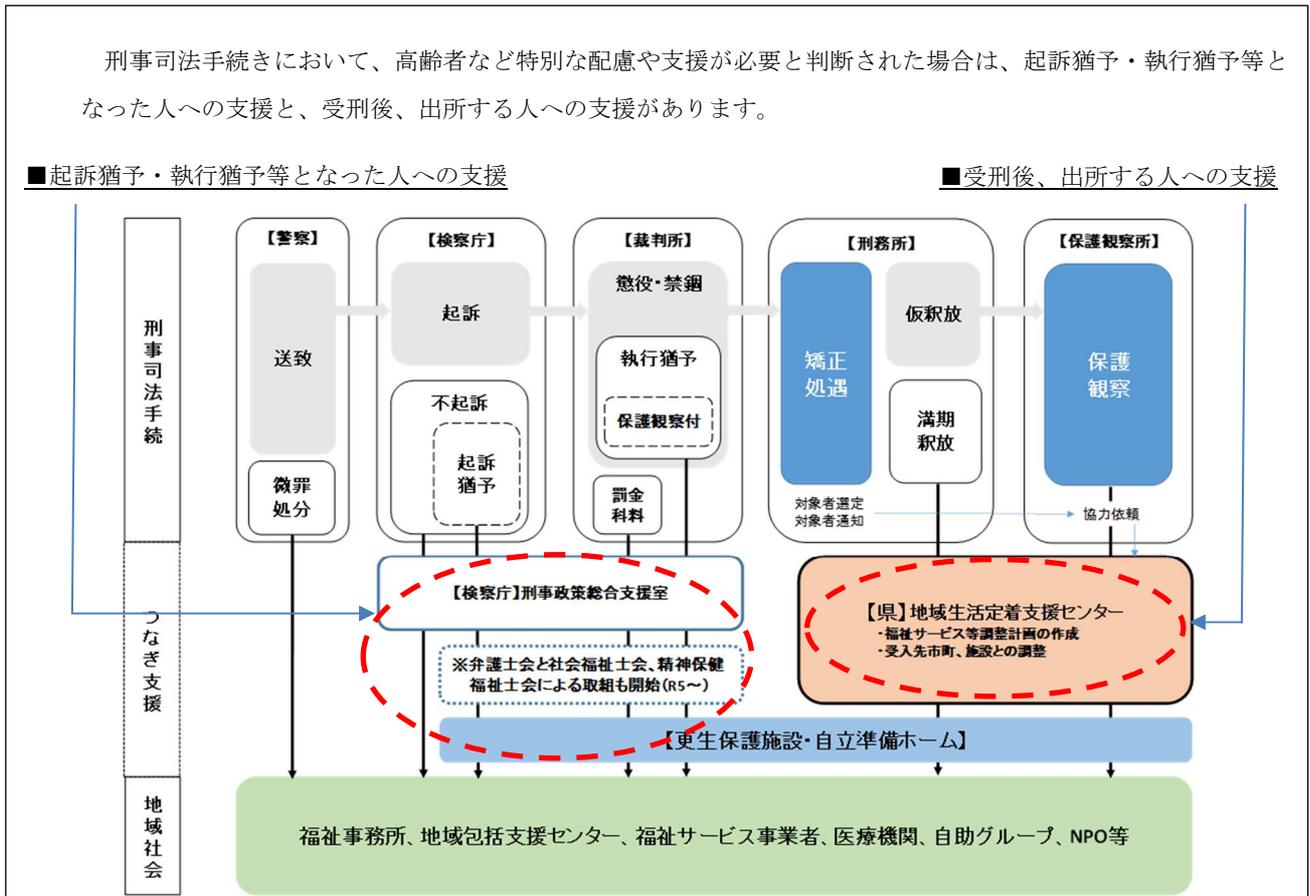
### 【課題】

- 県地域生活定着支援センターによる支援にあたっては、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関や、地域の福祉関係機関等と適切に連携する必要があります。
- 刑事司法手続終了者の就労支援にあたっては、高齢や障害、帰住先がない等、複数のニーズを同時に抱えていることが多いことから、刑事司法関係機関、福祉支援機関、民間支援団体等の関係機関と適切に連携する必要があります。
- 県や国における様々な支援制度等を通じ、矯正施設退所者等に対する支援が漏れなく行き届くよう、仕組みを構築するとともに、県民の理解を深め、円滑に社会復帰しやすい環境を整える必要があります。

**【今後の取組】**

- 矯正施設退所者等が地域社会において生活基盤を持ち、社会参画が果たせるよう、県地域生活定着支援センター、刑事司法関係機関、就労支援機関、福祉等の関係機関との間で情報共有や意見交換を行い、福祉的支援の充実や就労支援・職場定着の促進に取り組みます。
- 「広島県再犯防止推進連絡会議」をはじめ、国、県、市町及び民間の関係機関等による情報共有や連携を促進し、矯正施設退所者等に対する支援体制の構築や、県民の理解促進を図ります。

図表 3-1-20 刑事司法手続きと地域支援の流れ（概略図）



出典：「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」(令和3(2021)年3月)